

バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）改正案（新旧対照表）抜粋

改正案	現行
<p>2.2.4 告示検査等前作業の実施に際して必要となる許可申請又は届出等</p> <p>液化石油ガス販売事業者、ガス処理事業者、協力会社等は、告示検査等前作業の内容に応じて、2.2.4.1 から 2.2.4.5 までに掲げる許可申請又は届出等を行う。</p> <p>2.2.4.1 消費調整に伴う許可申請又は届出等</p> <p>2.2.3において実施した事前調査の結果を踏まえ、消費調整のために仮設供給設備を一定の期間⁷⁾に限り設置しようとする場合は、当該仮設供給設備を設置した後の貯蔵設備の規模に応じて、次の a)から e)までに掲げる許可申請又は届出等を行う。</p> <p>a) 液石法第 36 条第 1 項に基づく特定供給設備の許可申請</p> <p>液化石油ガス販売事業者は、特定供給設備ではない既設供給設備に仮設供給設備を設置しようとする場合であって、当該仮設供給設備の貯蔵設備と当該既設供給設備のバルク貯槽との連結後の貯蔵能力の合算値から、当該既設供給設備及び仮設供給設備を特定供給設備として取り扱わなければならない場合は、液石法第 36 条第 1 項に定める許可申請を行う⁸⁾。ただし、液石法施行規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、消費調整を行う一定の期間において、一般消費者等への液化石油ガスの供給支障を回避するため、貯蔵能力が 1000 kg 未満のバルク貯槽を含む既設供給設備に対して仮設供給設備の貯蔵設備を連結しようとする場合であって、次の 1)から 3)までに掲げる</p>	<p>2.2.4 告示検査等前作業の実施に際して必要となる許可申請又は届出等</p> <p>液化石油ガス販売事業者、ガス処理事業者、協力会社等は、告示検査等前作業の内容に応じて、2.2.4.1 から 2.2.4.5 までに掲げる許可申請又は届出等を行う。</p> <p>2.2.4.1 消費調整に伴う許可申請又は届出等</p> <p>2.2.3において実施した事前調査の結果を踏まえ、消費調整のために仮設供給設備を一定の期間⁷⁾に限り設置しようとする場合は、当該仮設供給設備を設置した後の貯蔵設備の規模に応じて、次の a)から e)までに掲げる許可申請又は届出等を行う。</p> <p>a) 液石法第 36 条第 1 項に基づく特定供給設備の許可申請</p> <p>液化石油ガス販売事業者は、特定供給設備ではない既設供給設備に仮設供給設備を設置しようとする場合であって、当該仮設供給設備の貯蔵設備と当該既設供給設備のバルク貯槽との連結後の貯蔵能力の合算値から、当該既設供給設備及び仮設供給設備を特定供給設備として取り扱わなければならない場合は、液石法第 36 条第 1 項に定める許可申請を行う⁸⁾。ただし、液石法施行規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、消費調整を行う一定の期間において、一般消費者等への液化石油ガスの供給支障を回避するため、貯蔵能力が 1000 kg 未満のバルク貯槽を含む既設供給設備に対して仮設供給設備の貯蔵設備を連結しようとする場合であって、次の 1)から 3)までに掲げる</p>

基準を満足する場合は、液石法第 36 条第 1 項に定める許可申請は不要となる。

- 1) 既設供給設備のバルク貯槽の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨が表示⁹⁾されていること。
- 2) 液化石油ガスを充填できないように既設供給設備のバルク貯槽は封印¹⁰⁾されていること。
- 3) 既設供給設備のバルク貯槽に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量¹¹⁾と仮設供給設備の貯蔵設備の貯蔵能力との合算値が 1000 kg 未満であること。

注⁷⁾ バルク貯槽の修理、検査、撤去等の際に消費調整を行わず、新たな貯蔵設備に直ちに置き替える場合、バルク貯槽とは僅かな時間だけ配管上で連結されることになるが、この状態については「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成 26 年 10 月 22 日付け 20140901 商局第 3 号）」の「別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」第 21 条（特定供給設備）関係の規定により、バルク貯槽と新たな貯蔵設備のそれぞれの貯蔵能力が合算されたものとみる必要はない。

注⁸⁾ 略

注⁹⁾ 略

注¹⁰⁾ 略

基準を満足する場合は、液石法第 36 条第 1 項に定める許可申請は不要となる。

- 1) 既設供給設備のバルク貯槽の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨が表示⁹⁾されていること。
- 2) 液化石油ガスを充填できないように既設供給設備のバルク貯槽は封印¹⁰⁾されていること。
- 3) 既設供給設備のバルク貯槽に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量¹¹⁾と仮設供給設備の貯蔵設備の貯蔵能力との合算値が 1000 kg 未満であること。

注⁷⁾ バルク貯槽の修理、検査、撤去等の際に消費調整を行わず、新たな貯蔵設備に直ちに置き替える場合、バルク貯槽とは僅かな時間だけ配管上で連結されることになるが、この状態については「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成 26 年 10 月 22 日付け 20140901 商局第 3 号）」の「別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」第 21 条（特定供給設備）関係の規定により、バルク貯槽と新たな貯蔵設備のそれぞれの貯蔵能力が合算されたものとみる必要はない。

注⁸⁾ 略

注⁹⁾ 略

注¹⁰⁾ 略

注¹¹⁾ 略

b) 略

c) 略

d) 液石法第 38 条の 3 に基づく液化石油ガス設備工事の届出等
仮設供給設備の設置又は撤去に係る工事を実施した事業者は、液石法第 38 条の 3 に照らし、仮設供給設備の設置又は撤去に伴う液化石油ガス設備工事の届出の要否について検討し、必要な場合は当該届出を行う。ただし、液石法施行規則第 87 条第 2 項の規定に基づき、消費調整を行う一定の期間において、一般消費者等への液化石油ガスの供給支障を回避するため、貯蔵能力が 500kg 以下のバルク貯槽を含む既設供給設備に対して仮設供給設備の貯蔵設備を連結した場合であって、前記 a) のただし書きに定める基準を満足する場合は、液石法第 38 条の 3 に基づく液化石油ガス設備工事の届出は不要となる。この場合において、前記 a) のただし書き中「1000 kg 未満」とあるのは「500 kg 以下」と読み替えるものとする。なお、実施した液化石油ガス設備工事が液石法第 38 条の 11 に定める特定液化石油ガス設備工事に該当する場合には、液石法第 38 条の 11 及び第 38 条の 12 に従い、施工後の表示及び記録の保存等を行う。

e) 消防法第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく液化石油ガスの貯蔵又は取り扱いの開始（廃止）に係る届出
液化石油ガス販売事業者は、消防法第 9 条の 3 第 1 項及び

注¹¹⁾ 略

b) 略

c) 略

d) 液石法第 38 条の 3 に基づく液化石油ガス設備工事の届出等
仮設供給設備の設置又は撤去に係る工事を実施した事業者は、液石法第 38 条の 3 に照らし、仮設供給設備の設置又は撤去に伴う液化石油ガス設備工事の届出の要否について検討し、必要な場合は当該届出を行う。ただし、液石法施行規則第 87 条第 2 項の規定に基づき、消費調整を行う一定の期間において、一般消費者等への液化石油ガスの供給支障を回避するため、貯蔵能力が 500kg 以下のバルク貯槽を含む既設供給設備に対して仮設供給設備の貯蔵設備を連結した場合であって、前記 a) のただし書きに定める基準を満足する場合は、液石法第 38 条の 3 に基づく液化石油ガス設備工事の届出は不要となる。この場合において、前記 a) のただし書き中「1000 kg 未満」とあるのは「500 kg 以下」と読み替えるものとする。なお、実施した液化石油ガス設備工事が液石法第 38 条の 11 に定める特定液化石油ガス設備工事に該当する場合には、液石法第 38 条の 11 及び第 38 条の 12 に従い、施工後の表示及び記録の保存等を行う。

e) 消防法第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく液化石油ガスの貯蔵又は取り扱いの開始（廃止）に係る届出
液化石油ガス販売事業者は、消防法第 9 条の 3 第 1 項及び

第 2 項に照らし、仮設供給設備の設置又は撤去に伴う液化石油ガスの貯蔵又は取り扱いの開始（廃止）に係る届出の要否について検討し、必要な場合は当該届出を行う。ただし、消費調整を行う一定の期間において、一般消費者等への液化石油ガスの供給支障を回避するため、貯蔵能力が 300kg 未満のバルク貯槽を含む既設供給設備に対して仮設供給設備の貯蔵設備を連結した場合であって、前記 a) のただし書きに定める基準を満足する場合は、消防法第 9 条の 3 第 1 項に基づく届出は不要となる。この場合において、前記 a) のただし書き中「1000 kg 未満」とあるのは「300 kg 未満」と読み替えるものとする。

第 2 項に照らし、仮設供給設備の設置又は撤去に伴う液化石油ガスの貯蔵又は取り扱いの開始（廃止）に係る届出の要否について検討し、必要な場合は当該届出を行う。

2.2.8 撤去工事、仮設工事及び再設置工事

バルク貯槽の撤去工事、仮設工事及び再設置工事については、LP ガスバルク貯槽移送基準（以下「KHKS0840」という。）の「2.2 移送作業等の方法」の「2.2.1 バルク貯槽の撤去作業」に掲げる方法に準拠して行うほか、次の a) から g) までに定める基準に従って行う。

a)～g) （略）

2.2.9 運搬

バルク貯槽を運搬する場合は、「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)」の「(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について」第49条関係(1)に定める規定により、バルク貯槽を充填容器等として取り扱うものとし、高圧法液石則第49条に掲げる技術上の基準のほか、KHKS0840の「2.2 移送作業等の方法」の「2.2.2 運搬作業」に掲げる方法に準拠して行う。なお、その他バルク貯槽の運搬に際して、他法令を含め保安上必要となる措置等がある場合は、当該措置等を講じた上でバルク貯槽の運搬を行う。

2.2.10 残留ガスの回収等（バルク貯槽による残留ガスの貯蔵を含む。）及び窒素置換（略）

2.2.10.1 第一種製造者の事業所における残留ガスの回収

容器検査所又は充填所等の第一種製造者の事業所において、残留ガスの回収を行う場合は、「2.2 移送作業等の方法」の「2.2.3 LP ガスの回収・廃棄作業及び保管等」に掲げる方法に準拠して実施する。

2.2.8 撤去工事、仮設工事及び再設置工事

バルク貯槽の撤去工事、仮設工事及び再設置工事については、LP ガスバルク貯槽移送基準（以下「KHKS0840」という。）の「2 移送作業等の方法」の「(1) バルク貯槽の撤去作業」に掲げる方法に準拠して行うほか、次の a) から g) までに定める基準に従って行う。

a)～g) （略）

2.2.9 運搬

バルク貯槽を運搬する場合は、「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)」の「(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について」第49条関係(1)に定める規定により、バルク貯槽を充填容器等として取り扱うものとし、高圧法液石則第49条に掲げる技術上の基準のほか、KHKS0840の「2 移送作業等の方法」の「(2) 運搬作業」に掲げる方法に準拠して行う。なお、その他バルク貯槽の運搬に際して、他法令を含め保安上必要となる措置等がある場合は、当該措置等を講じた上でバルク貯槽の運搬を行う。

2.2.10 残留ガスの回収等（バルク貯槽による残留ガスの貯蔵を含む。）及び窒素置換（略）

2.2.10.1 第一種製造者の事業所における残留ガスの回収

容器検査所又は充填所等の第一種製造者の事業所において、残留ガスの回収を行う場合は、「2 移送作業等の方法」の「(3) LP ガスの回収・廃棄作業及び保管等」に掲げる方法に準拠して実施する。

Draft